

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

認定第4号及び認定第5号の2件について、審査の経過と結果をご報告します。

まず、『認定第4号 令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、返還を猶予されている方が10名いるがその要因は、との質疑があり、執行部からは、おおよそが高校在学時に貸与を受け、大学進学時に貸与を受けていない方であり在学中のため猶予されている、との答弁がありました。

また、一委員から、滞納している方で行方が分からない場合は、どのように対応するのかとの質疑があり、執行部からは、連絡が取れる可能性がある方には毎年アプローチを行っている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第5号 令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、施設介護サービス給付費が前年度と比較し減額しているが理由は、との質疑があり、執行部からは、施設の利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、施設を離れ、病院に入院する場合、サービスに係る費用が発生しないため給付費が減額したと推測している、との答弁がありました。

また、一委員から、コロナ禍もあり被介護者が増加していると思うが、どのような対策を講じているのか、との質疑があり、執行部からは、コロナ禍で活動が制限されている中、介護予防リーフレット、社会資源情報誌、運動を促進するDVDを作成し、啓発しているが、今後さらに広げることができるよう努めたい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会

【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『認定第7号 令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、審査の経過と結果をご報告します。

本事業は、筑紫地区介護認定審査会の共同設置に関する基本協定書の規定により、筑紫地区介護認定審査会の事務局が令和3年度から2年間、本市に設置されているもので、令和3年度の歳入歳出決算額の総額は6,178万7,899円となっております。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第46号 令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、歳入歳出をそれぞれ1億8,155万4千円補正増し、歳入歳出予算額を72億28万6千円とするものです。

執行部から、補正の主な内容は、歳出については、介護給付費準備基金積立金として8,414万9千円、国・県支払基金からの交付金精算に伴う返還金として、国庫支出金返還金2,495万円、県支出金返還金1,966万9千円、社会保険診療報酬支払基金返還金1,021万3千円、予備費として前年度繰越金から介護給付費準備基金積立金及び補助金返還金分を除いた4,248万8千円などの補正増であり、歳入については、地域支援事業支援交付金における令和3年度分追加交付金として849万2千円、前年度繰越金として1億7,301万8千円の補正増である、との説明がありました。

委員会では、前年度繰越金を基金積立金と予備費に回す際の考え方について質疑があり、執行部からは、基金の積み立ては、条例に基づき、保険給付に要した費用における直近3年度分の平均額の10分の1に相当する額まで行うものとされており、現在、上限の約6億円のうち5億円超を積み立て済みであるため、本補正予算により上限に達するまで基金を積み立て、残りを予備費として計上している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和4年 第4回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『請願第1号 教育予算の拡充等に関する請願』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

委員会ではまず、本件に関する現状等について執行部から、教職員においては、新型コロナウイルス感染症対策や新学習指導要領、児童生徒1人1台タブレット端末の整備による新たな学びへの対応など業務が多岐にわたっており、学級編成では、改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、小学1年生から3年生は1クラス35人以下、小学4年生から6年生、また中学1年生から3年生は40人以下で学級編制を行っているとの説明を受けました。

また、現在、学校では、児童生徒を取り巻く環境等が複雑化、多様化しており、少人数学級実施に必要な教職員定数に改善されれば、より安定した学級運営が行われると考えられることから、教育委員会事務局としても教職員定数等の充実、改善について、福岡県市長会などに対して要望している、との説明を受け、審査を行いました。

意見、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。